

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 5 月 16 日現在

機関番号 : 14401

研究種目 : 若手研究 (B)

研究期間 : 2009 ~ 2010

課題番号 : 21730043

研究課題名 (和文) 国際条約の内面化プロセスの理論化と実証分析

研究課題名 (英文) Theories and Case Studies for the Internalization of International Treaties into Domestic Legal Structures

研究代表者

内記 香子 (NAIKI YOSHIKO)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授

研究者番号 : 90313064

研究成果の概要 (和文) :

国際関係論の中の「合理的選択論」のアプローチは、遵守の要因を、国家の「長期的利益」や「評判」で説明しており、その説明が妥当である分野もあるが、法の内面化作用に関心のある国際法学者が国際条約の遵守を分析する文脈においては、国内アクターがどのような相互作用によって遵守のための国内政治プロセスを形成していったかを検証することを可能にする、「国内政治理論」や「コンストラクティivism」に基づいた分析方法の方がよりなじみやすいと考えられる。アクターが、国際法を使って国内制度を変更する「機会」をどのように使い、「説得」を行っていったのかを追跡するケースの積み重ねが必要である。

研究成果の概要 (英文) :

Rational choice theory in international relations theories explains state compliance in the framework of “reputation” or “long-term self-interests” of states, and there are some instances which are suitable to explain compliance from such perspectives. However, theories of “domestic politics” or “constructivism” are more relevant for international law scholars who are interested in processes and reasons of internalization of international law into domestic legal structures. Such theories have to do with interactions between domestic actors and analyze how treaties affect the domestic political process of countries. What falls short in the existing research is further empirical research that can trace how actors use the opportunities to change domestic mechanisms and attempt to make persuasion.

交付決定額

(金額単位 : 円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	600,000	180,000	780,000
2010 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総 計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際公法、国際条約、遵守、内面化、国際関係論

1. 研究開始当初の背景

(1) 1990年代以降、国際法学において、国際法が国家に遵守される要因を考察する「遵守研究」が行われるようになった。それまでの国際法学においては、ヘンキンの有名な「大多数の国家は国際法を守っている」という見解が支配的で、遵守を検証する試みが少なかった。それが90年代に入って、遵守研究が盛んになってきた背景には、いわゆる国際社会の「法制度化(legalization)」といった表現に代表されるように、国際社会において多数国間条約が増加した帰結として、条約が実効的に守られているのかどうかが重要な課題として認識されたことにある。また、米国の国際法学会において、とりわけ遵守研究が盛んである点も特徴的である。「国際法は国家行動を制限し、(良い方向に)変えることができるのか」というリサーチクエスチョンが、なぜそれほどに、米国にとって重要なのか、という点については、2000年代の米国社会の固有の関心があることを否定はできない。すなわち、9.11テロ事件以降の、米国の国際法違反の(あるいは違反が疑われる)様々な行為が問題となった過程において、米国の学会においては、とりわけ国際法は国家行動を変えられるのか、変えられるとすればそれはどのようにして起こるのか、という問題が身近に存在したことがうかがわれる。しかし遵守の問題は、米国に固有の問題ではない。国際法学者が、法が内面化していく国内プロセスや文脈に関心をもち、問い合わせの立て方を工夫し、適したアプローチを選択し、実証研究をしていくことが求められるようになってきたことは、以前とは異なる近年の傾向である。

(2) しかし、これまでの研究は、遵守の要因の理論化・精緻化という点では十分ではなかった。最もよく議論されていたのは、国際環境条約における「不遵守」の概念と制度の問題、あるいは制度を維持するための様々な「履行確保の方法」(情報共有、監視、援助協力など)の分析という文脈で「遵守」が語られていた。「遵守」という問題をより社会科学的にとらえ、「遵守」を直接的に扱うことが求められていた。そこで本研究では、国際関係論の視点を導入した学際的な研究を行い、国際法学と国際関係論の2つの視点の融合の可能性を探求することとしたのである。

2. 研究の目的

本研究は、国際法が遵守される要因は何かという「遵守」研究において、国際条約が国内において「内面化(internalization)」していくプロセスに着目することで、法遵守のダイナミズムを考察するものであった。特に、

内面化の経路・メカニズムを理論的に提示し、さらに、試論的にその実証的研究を行うことを目的とした。特に国際関係論の「コンストラクティヴィズム」の有用性について検討を行うことを目的とし、国際法学への示唆がないかを考察した。「コンストラクティヴィズム」と「遵守」を連結する場合には、国際条約が国内社会で法規範として受容していく際に、①関係するアクターとは誰か、②アクターはどのような手法を使って相互作用し、法を受け容れるのか、というプロセスを理論化することが必要となる。この場合のアクターは、私人、NGO、裁判官、法律家、政策担当者などの「国内のアクター」と、国際NGOや国際機関などの「国際的なアクター」が考えられ、「対話」や「説得」といった手法を用いて相互に規範を認識するメカニズムを構築していく過程を追跡することになる。

3. 研究の方法

(1) まず、理論研究にあたっては、遵守研究への取り組みが進んでいる米国・欧州の先行研究を分析し、どのような要因が、国際条約の内面化に影響を与えていたか、理論的なまとめを行った。その際イタリアのEuropean University InstituteにおけるEU法研究者と、アメリカのHarvard Law Schoolの国際法学者と意見交換を行った。遵守論の最新の動向について、また具体的なケーススタディの在り方等について議論をおこなった。さらに、ハードロー(条約)とソフトローによって、遵守の要因が異なるかどうかという問い合わせを平行して検討することとした。それは、近年、制度設計としてハードローではなくソフトローが選択されることが増加しており、ソフトローが遵守を高める傾向にあるかどうかの検証が必要であると考えたからである。

(2) 次に、仮説として上記でまとめた理論の実証性を試すために、国際条約の内面化のメカニズムを具体的に特定する作業を行い、法の内面化の過程を追跡する具体的なケースをいくつか検証することとした。

4. 研究成果

(1) まず国際法の遵守論の総合的なサイベイを行い、国際法学と国際関係論それぞれの分野における学説を分析し、近年の理論動向をまとめた。また、ハードローだけではなくソフトローの遵守という観点から、ソフトローとソフトなガバナンスについての概念分析や先行研究についてもレビューを行った。この関連で論文を公表し(後述〔雑誌論文〕③『ソフトロー研究』、④Journal of World Trade)、学会報告を行う機会もあった(後述

の〔学会発表〕①『日本国際政治学会』)。理論的サーベイのまとめとしては、学際的なアプローチを用いた遵守研究の著作3冊(米国の研究者によるもの)について書評論文を公表した(後述〔雑誌論文〕①『国際法外交雑誌』)。

(2) 理論的サーベイから明らかになった点は以下のとおりである。国際関係論の「合理的選択論」のアプローチの考え方から導かれる「長期的利益」や「評判」の機能の有効性はある程度認められるが、国際法学者が分析する場合には、条約の批准によって批准国の国内政治にどのような影響が生じたのかを追跡することを可能にする、「国内政治理論」や「コンストラクティヴィズム」などの方法のほうがより有効であることが認められる。国内への影響とは、具体的には、国内アクター(私人、企業、NGO等)の運動によって国内政治過程が変化するメカニズムを明らかにすることである。ハードローの存在は、国内アクターに国内政策を変える「理念、動機と手段」を与え、後に国内的な政策変更の「機会」が生じる可能性が大きいとされる。具体的には、実際に国内の法制度の改正がみられたという極めて具体的な影響であったり、政策上の具体的な変化までには至らなかつたが政策課題への影響がみられたり、さらには政策プロセスの制度的・手続的な変化(国内の多様なアクターを参加させるようになった、あるいは制度上の調整のあり方に変更があった等)がみられるような場合である。こうした多様な影響がみられる個々のケースについて、アクターがどのように行動し、相互作用をおこし、意識に変化があったのか等を具体的に資料・インタビューを用いて調査・追跡していくことが研究として求められる。問題は、やはり実証研究が少ないという点であり、限られたケースから議論を展開しているという遵守研究の全体的な問題が感じられた。

(3) こうしたハードローをめぐる理論研究は、ソフトローの遵守構造を明らかにする場合にも用いることができる。この点については、EU(欧州連合)のガバナンスをめぐって、条約中心の制度設計からソフトなガバナンスへEUが移行していった過程についての先行研究が大変多い点も特徴的であった。それらの先行研究によれば、ソフトローの場合、①外部からのプレッシャー(評判や辱め)と長期的利益、②利益感に基づく政策競争、③財政的支援、④対話による相互学習、⑤国内アクター間の相互作用、などが遵守要因として挙げられていた。これらは、ハードローの場合に類似しているが、ソフトローの場合は、とりわけ「相互学習」を通じた影響が大きい

とされている点が特徴的である。こうした対話型の「相互学習」をより刺激していくためには、例えば(ア)ガイドラインの設定の仕方(明確性・限定性など)、(イ)ベンチマー킹に基づいた成果の比較にどれくらい競争的視点を取り入れるか、(ウ)アクター(とりわけ専門家や市民社会)の関与のさせ方など、制度設計を工夫することが必要であるという点も適切な指摘であろう。EU研究においてはこのあたりの先行研究が豊富にあり、EUという文脈を離れて国際制度をソフトな形で設計する際におおいに参考にすることができよう。

(4) 以上のようにソフトローの遵守の可能性を考えながら、それと同時に、ハードローには、ソフトローにはない次のような特性があるということも確信することができる。条約には通常、ソフトローにはない、批准手続が必要であり、その意味で、条約を批准するということは、国内と国外に条約遵守のシグナルを発する表示的・象徴的な効果があると言われる。条約の「シグナリング・パワー」である。その意味において、遵守の期待が高まり、ソフトではない条約であるからこそ、「評判」という遵守要因が強く機能するという可能性も考えられるだろう。

(5) 研究の後半には、理論研究で明らかになった、条約の国内への影響を追跡・検証することを可能とするケーススタディを行うことを試みた。テストケースとして、EU法の国際社会への政策拡散を取り上げ、EU環境法の日本の国内政策・国内法への影響を検討し、それを論文として公表した(後述〔雑誌論文〕②Journal of Environmental Law)。また、十分な時間がとれなかったが、タイ・ベトナムなど東南アジアにおける食品制度が、WTO協定からどのような影響を受けているのかについても調査を行った。現時点においては、WTOのSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に関する現地の制度の調査を完了したところである。将来的には、国内の制度がSPS協定の影響をどのように受けて変化してきたのかを、詳細な現地調査及びインタビューによって追跡できることが望ましいと考えている。また、ハードとソフトという視点から、WTO内の各種委員会におけるソフトなガバナンスの意義や効果をSPSという分野について研究することも課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 内記香子「書評論文：遵守研究の展開－『国際法の遵守』への国際関係論からのアプローチー」『国際法外交雑誌』査読無、第109巻1号82～93頁（2010年）。
- ② Yoshiko Naiki “Assessing Policy Reach: Japan’s Chemical Policy Reform in Response to the EU’s REACH Regulation,” *Journal of Environmental Law*, (査読有) Vol.22, No.2, pp.171-195(2010).
- ③ 内記香子「貿易紛争解決におけるソフトとハードの交錯：飯田報告に対するコメント」『ソフトロー研究』査読無、第14号64～70頁（2009年）。
- ④ Yoshiko Naiki, “Accountability and Legitimacy in Global Health and Safety Governance: The World Trade Organization, the SPS Committee and International Standard-setting Organizations,” *Journal of World Trade*, (査読有) Vol.43, No.6, pp.1255-1279 (2009).

〔学会発表〕（計1件）

- ① 内記香子「ソフトロー研究の現在－ソフトローの選択、影響の仕方、実効性の観点から」日本国際政治学会、2010年10月30日、札幌コンベンションセンター

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内記 香子 (NAIKI YOSHIKO)
大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授
研究者番号：90313064